■NPO法人が運行主体となっている事例

四日市市(三重県)

【背景・経緯】

昭和20年代から続いた三重交通垂坂路線(近鉄四日市〜垂坂)が、マイカーの普及等による利用者減から赤字路線となり、平成14年5月に廃止となった。これによって、羽津いかるが地区(世帯数約540戸、人口約1,700人)は最寄りの鉄道駅やバスの路線より約2~3km離れることとなり、公共交通の空白地域となった。

四日市市は他にも市の自主運行バス路線を持っているが、採 算的に厳しく、これ以上自主運行バス路線を拡大することが難 しい状況にあった。そこで、地域住民の手によるバス運行を支 援する制度として、「四日市市市民自主運行バス事業補助金」 制度が確立された。この制度は四日市市が独自に制定したもの であり、市民が主体となって運行するバス事業に対して、最高 で月額30万円を交付し支援するものである。

【運行方式】

定時定路線運行

【サービス内容】

運行日:平日(土・日は運休)

時間帯:午前8時~午後6時台

運行回数:1日5.5往復・2時間間隔

利用料金:100円

【事業収支等】

運営に必要な支出は月額約90万円であり、運行経費が80万円、人件費・事務費が10万円となっている。収入は、運賃収入10万円、市の補助金30万円、沿線企業(スーパー、病院など8団体)の協賛金50万円という内訳である。人件費、事務費などが少ないのは、NPOメンバーがボランティア精神で活動しているためである。

NPO法人等による運行を想定する場合…

- ⇒ **図**NPO法人等が自主運行バスを運行する場合は、地域公共交通に関する法定の 協議会での協議が調っていることが必要となることがある。
 - ☑自主運行バスの導入にあたっては、「直営方式」「委託方式」があり、地域の実情に合わせ適切な方式を選択する必要がある。

…などに留意する必要がある。